

東京オリ・パラ向け野菜機能性成分分析事業業務委託仕様書

1 事業の目的

本事業は、三重県産野菜がもつアスリート向けケータリングメニュー食材としての可能性を機能性から提案し、サミットに続いて東オリンピック・パラリンピック競技会で三重県野菜のプレゼンスを示すことで、将来にわたり中食外食事業者から選ばれ支持される加工・業務用野菜産地を育成することを目的とする。

2 事業主体

三重県

3 委託業務の内容

(1) 委託事業名

東京オリ・パラ向け野菜機能性成分分析事業業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から平成30年3月20日(火)まで

(3) 委託内容

①野菜の機能性成分分析

三重県が提供するかぼちゃ、モロヘイヤ、なばなの機能性成分分析を行うこと。分析項目は抗酸化力のほか、各品目の特徴的な成分や食味に影響する成分とすること。なお、モロヘイヤについてはβカロテン及びビタミンK含量を含めること。また、分析時期は、かぼちゃ及びモロヘイヤは夏季、なばなは初冬及び厳冬期とすること。分析件数は各品目5件以上とすること。

②分析結果の評価

分析結果について、国産野菜の機能性成分分析データを基に構築されたデータベースと比較した相対評価を行うこと。

③報告書の作成

上記①②についてとりまとめた報告書を作成しすること。

④報告書の指定納品先

報告書は、三重県農林水産部農産園芸課園芸特産振興班に提出すること。媒体は紙及び電子ファイル(PDF形式)とする。

(4) 実施要件

- ・県産野菜を機能性の面から効果的にPRできるものであること。
- ・納品先への送付は受託者が実施し、送付にかかるすべての費用を含めること。
- ・見積もりにあたっては、経費の内訳を明らかにすること。
- ・報告書にかかる著作権を三重県に帰属するものとする。

4 事業予算

契約上限額 1,917,583円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ・常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法及び最優秀受託候補者決定の評価基準

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案関連資料を、別に設置する「東京オリ・パラ向け野菜機能性成分分析事業企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において企画性・的確性・訴求性・専門性・経済性および当該業務の実施体制等についてその内容の審査を行い、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

7 スケジュール

(1) 企画提案への参加意思表示及び参加資格の確認

企画提案への参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。

ア 提出書類

- ①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- ②法人の場合は、法人登記簿謄本又は事項証明書（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの）の写し
個人の場合は、身分証明書（身元証明書）あるいは成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書の写し
- ③納税確認（証明）書（最優秀受託候補者のみ）
三重県に本支店または営業所等を有しない事業者
・所管税務署が過去6ヶ月以内に発行した、消費税及び地方

消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」の写し

三重県に本支店または営業所を有する事業者

- ・ 所管税務署が過去6ヶ月以内に発行した、消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」の写し
- ・ 三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行した「納税確認書」の写し

- ④三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申請書」を提出すること。（最優秀受託候補者のみ）

- イ 提出期限 上記「ア 提出書類」①、②については
平成29年8月24日（木）15時まで
上記「ア 提出書類」③、④については、最優秀受託候補者のみ提出期限を別途お知らせします。

ウ 提出場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課園芸特産振興班 谷本、前川あて

(2) 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書にて行ってください。

※電話でのご質問には、回答できませんのでご注意ください。

- ア 提出方法 ファクシミリ(059-223-1120)
またはEメール(nousan@pref.mie.jp)で受け付けます。
質問書の送信後、必ず電話にて提出先へ着信を確認すること。

イ 提出期限 平成29年8月21日（月）12時まで

ウ 回 答 平成29年8月23日（水）までにホームページで回答します。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出を求める企画提案資料

以下の①②③④及びその他必要があれば添付資料を1セットとし、7部（正本1部、副本6部）提出してください。提出書類の書式は任意とします。

- ① 企画提案書（次の項目を必ず明記すること）
 - ・ 仕様に基づく各品目毎の分析項目に係る分析方法
 - ・ 分析結果に基づく評価方法
- ② 業務執行体制
- ③ 業務執行スケジュール
- ④ 見積書
- ⑤ 参考資料
 - ・ その他、企画提案に関する有効な資料

イ 提出期限 平成29年8月24日（木）15時まで

ウ 企画提案資料提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課園芸特産振興班 谷本、前川あて

(4) 企画提案書の審査

提出された企画提案書は選定委員会による書類審査を行い、最優秀受託候補者を選定し、平成29年8月28日（月）までにその結果を各提案者に対し連絡します。

(5) 委託契約の締結

最優秀受託候補者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

8 契約方法に関する事項

(1) 最優秀提案者は決定後、農産園芸課と契約に向けて委託内容等に関して協議を行い、見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結する。

(2) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。

(3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載する。

(5) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

9 契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) (1) イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1 1 個人情報の取り扱いについて

受託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

1 2 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書提出後、事業者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (4) 企画提案書は、契約に至った場合に使用する他、事業者選定以外には使用しないものとし、県の文書規程に従い管理するものとします。また、提出のあった各提案書については、返還しません。
- (5) 提出された提案書については三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

1 3 担当部局

三重県農林水産部農産園芸課園芸特産振興班 担当 谷本、前川
電話 059-224-2808 FAX 059-223-1120
E-mail nousan@pref.mie.jp